

令和7年

上砂川町議会議録

第3回臨時会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 令和7年第3回臨時会

(4月28日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第19号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4
議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	6
議案第21号 第8期上砂川町総合計画基本構想について(原案可決)	8
閉会の宣告	9

出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨
		4.28
1	石 田 浩 二	○
2	藏 根 高 史	○
3	笹 木 笑 子	○
4	小 澤 一 文	○
5	越 前 等	○
6	伊 藤 充 章	○
7	吉 川 洋	○
8	高 橋 成 和	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 臨
		4.28
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	×
監査事務局長	谷 禎 規	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○
建設環境課長	内 野 博 之	○
建設環境課技師長	鈴 木 健 一	×
住 民 課 長	佐 藤 利 哉	○
会 計 管 理 者	浅 利 基 行	×
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○
医療保険担当課長	沼 明 仁	○
健康推進課長	林 孔 美	○
教 育 次 長	齊 藤 修 実	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 臨
		4.28
議会事務局長	谷 禎 規	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○

令和 7 年

上砂川町議会第 3 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 2 8 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 0 時 1 8 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

4 月 2 8 日 1 日間

第 3 議案第 1 9 号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

第 4 議案第 2 0 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 2 1 号 第 8 期上砂川町総合計画基本構想について

---

○会議録署名議員

5 番 越 前 等 6 番 伊 藤 充 章

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。会議に先立ちまして、4月の人事異動等により担当課長に変更がございましたので、ご紹介いたします。

初めに、佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤利哉） おはようございます。住民課長の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 次に、谷議会事務局長。

○議会事務局長（谷 禎規） おはようございます。4月1日付の人事異動で議会事務局長を拝命いたしました谷です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で紹介を終わります。

ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、浅利会計管理者が入院加療中のため、横林代表監査及び鈴木技師長が所用により欠席しております。

定足数に達しておりますので、令和7年第3回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、越前議員、6番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 次に、日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

---

### ◎議案第19号

○議長（高橋成和） 次に、日程第3、議案第19号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条

例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書 1 ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第19号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、電子情報処理組織による印鑑登録証明書の申請を開始するに伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤利哉） それでは、ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、行政手続のデジタル化と住民の利便性の向上のため、本年度より住民票及び印鑑登録証明書の申請方法に電子申請を加えることに伴い、本条例に関係規定を追加するものでございます。

印鑑登録証明書の申請及び交付事務につきましては、国が示す印鑑登録証明事務処理要領に原則として印鑑登録証明書を持参した者のみ印鑑登録証明書を交付すると定められており、本町においても印鑑登録証の持参の上、役場に来庁し、申請者に印鑑登録証を添えて申請していただき職員が照合、確認を行って交付しております。郵送での申請や証明書の郵送交付は受け付けておりません。このため、マイナポータルを利用する電子申請の場合について新たに例外規定を設け、併せて窓口申請時の規定を現状に即した文言に改正するものでございます。具体的には、電子申請の場合は印鑑登録証の提示を不要とする旨の規定と印鑑登録証明書を郵送する旨の規定を追加するものでございます。

条例の変更箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー 1 の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「持参し」を「提示して」に、「、印鑑登録証明書」を「印鑑登録証明書」に、「することができる」を「しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和5年上砂川町条例第3号）第3条第1項の規定により電子情報処理

組織を使用する方法により印鑑登録証明書の申請をするときは、印鑑登録証の提示を要しない。

第13条に次の1項を加える。

2 町長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該申請者に郵送により印鑑登録証明書を交付する。

附則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第20号

○議長（高橋成和） 次、日程第4、議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書3ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっております

ので、読み上げについては省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤利哉） それでは、ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたします。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、これに準拠して規定する本町の税条例の関係条項を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、資料ナンバー2の改正の概要を御覧願います。まず初めに、1の軽自動車税に係る改正でございますが、1点目は総排気量が125cc以下で最高出力4キロワット以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税額を2,000円として新設するものでございます。

2点目としまして、道路交通法が改正され、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備されたことにより、マイナ免許証の運用が開始されたことによりまして、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免を申請する際に運転免許証の提示義務に関する規定が整備されたものでございます。

次に、2の国民健康保険税につきましては、賦課限度額等の改正として資料中段の表にありますとおり基礎課税額の限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を現行の24万円から26万円に引き上げ、低所得者に係る軽減判定所得基準額を5割軽減は現行の29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減は現行の54万5,000円から56万円に引き上げるもので、本年度より適用されます。

そのほか今回の法律改正と同時に、現行の町税条例を国の示す条例（例）に合わせるよう規定の整備を行うものでございます。

また、今回の地方税法改正で令和8年1月1日から施行されます給与所得控除の見直し、扶養親族等に係る所得要件の引上げなどの改正につきましては、施行日が近づきましたら改めて議案を提出させていただきたいと思っております。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第21号

○議長（高橋成和） 次、日程第5、議案第21号 第8期上砂川町総合計画基本構想について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書72ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第21号 第8期上砂川町総合計画基本構想について提案理由を申し上げます。

第8期上砂川町総合計画基本構想を別冊のとおり策定するものとする。

提案理由といたしましては、第7期上砂川町総合計画基本構想が令和7年3月末で期限を迎えることから、新たに第8期上砂川町総合計画基本構想を策定したので、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は企画課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。計画書本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、計画書本文の読み上げについては省略することにいたしました。

それでは、内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたします。

本計画につきましては、去る1月17日開催の議員全員協議会におきまして基本構想と前期基本計画の素案を提示し、これまでの総合計画策定委員会、まちづくり座談会、まちづくりアンケート調査などの経過と内容の説明をさせていただきました。その後3月12日に第3回総合計画策定委員会を開催し、最終案についての審議を行い、素案のとおり決定されま

した。また、3月18日の開催の議員全員協議会では、前期基本計画素案の説明を行い承認されたことを受けパブリックコメントを実施したところ、特に意見等はございませんでした。これを受けまして、3月31日に総合計画策定委員長から第8期上砂川町総合計画について町長へ答申があったところであります。

今後におきましては、行政からの情報発信に努め、情報の共有化を図るとともに第8期上砂川町総合計画の将来像実現のため、議員各位並びに町民の皆様、各種団体、民間企業と一体となって町づくりを進めてまいります。

以上が計画策定までの経過でございますが、議長のお取り計らいにより計画本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 第8期上砂川町総合計画基本構想については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和7年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章